

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしそれは、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ② いじめ問題への取組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっていることを十分に理解し、すべての教職員が日々実践します。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決します。いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

### (2) いじめの定義

#### 【「いじめ」の定義 いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

### (3) いじめの禁止

児童は、決していじめを行ってはなりません。

### (4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

### (5) 教職員が認識すべき「いじめ問題」の特質

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特

質があり、以下の①～⑧は、教職員が常に認識すべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を考える必要がある。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止対策組織

### (1) いじめ防止のための組織「校内いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を設置します。

#### 【校内いじめ対策委員会】

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導主任、該当学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

< 活 動 >

- ① いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめの未然防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

< 開 催 >

月1回定例会(校内いじめ対策委員会)を行い、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

## 3 今年度の基本方針

### (1) 昨年度のアンケートから明らかになった課題

- ① 学校生活を「楽しくない」と感じている児童はとても少ないですが、だからこそそう感じている児童にどのように寄り添っていくかが重要です。特に、「大切にされていない」思いと「楽しくない」思いには相関が高いので、十分な声掛けと見取りを行う必要があります。自己肯定感の低さについては、下学年では保護者との関係、上学年では友人関係で不安を感じていることを理由として挙げる児童が多く、児童が互いの信頼感を高めることの重要性が見て取れます。
- ② アンケートでいじめ被害を訴えた児童の中には、面談を通して聞き取ると単発の単純ないさかいであったり、すでに解決していたりすることも多くあります。しかし、いじめの定義にこだわらず、アンケートが児童の困り感の発見に効果を挙

げていることや、相談するきっかけの一つになっていることの良さを大切に考えて、小さな変化に気付く体制として継続的に行っていくことが大切です。

- ③ インターネットでのいじめ事案はありませんでしたが、SNS やオンラインゲームなどで、グループを作った場合に起きるトラブル（仲間外れや暴言等）は、今後様々な形態で起きてくると考えられるため、「自分に関係なくてもトラブルが起きたことを感じたら躊躇なく大人に知らせる」ことを啓発していくことが必要です。

(2) 課題を解消するための今年度の取組み

① 安定した人間関係作りによるいじめの未然防止の取組み

児童一人一人が認められて自己有用感を持ち、お互いに相手を思いやれる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。

【具体的な取組】

- ・児童に寄り添った「分かる授業」を展開し、自己有用感を高めます。
- ・QU の結果を参考に、個々の特性や現状に合わせた支援や学級経営を進めます。
- ・道徳教育、人権週間の取組等を計画的に指導し、自他の命の大切さについての指導を行います。
- ・部活動等における過度の競争意識、勝利至上主義を排除して、児童のストレスの蓄積を防ぎ、体罰や不適切な発言を生み出しません。

② 児童の様子を細やかに見取り、変化に気付く取組み

児童の小さな変化を見逃さず、教職員全員で子供たちを細やかに見取ることで、児童が安心感を持って生活できる学校環境を作ります。

【具体的な取組】

- ・規模の小さい学校であることのスケールメリットを生かし、「すべての教職員がすべての児童を見守る」意識で児童と接し、小さな変化に気づき、対応します。
- ・「意味合いを語る」指導を通して、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を高め、暴力や暴言を排除します。
- ・いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組みについて、児童・保護者・地域に啓発します。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、以下のような取組みを実施していきます。

【具体的な取組】

- ・特別の教科「道徳」にて、ネットモラルを題材にした指導を行い、「日々の道徳規範はネット空間にも重要である」ことを繰り返し伝えます。また、児童が情報発信や通話・通信でのやりとりをすることで起きる問題が増えている現状に合わせて、情報発信ややりとりでのいじめの予防に重点を置いた指導に努めます。
- ・職員対象の情報モラル研修会を行い、児童を取り巻く最新の環境を理解し、早期発見や具体的な対処の方法についての理解を深めます。

#### 4 いじめの早期発見

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

##### (1) いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童および保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

##### ①年間8回はいじめアンケートの実施

- 1学期に3回（うち保護者アンケート1回：7月懇談会時）
- 2学期に3回（うち保護者アンケート1回：12月懇談会時）
- 3学期に2回

##### ②年間8回の全員面談の実施

- 1学期に3回（うち保護者面談1回：7月）
- 2学期に3回（うち保護者面談1回：12月）
- 3学期に2回

##### ③年間3回地域の方(主に学校評議員)との情報共有及び協議

- 1学期に1回（6月）
- 2学期に1回（12月）
- 3学期に1回（2月）

##### (2) いじめの相談・通報窓口

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行います。また、いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。

##### ①学校におけるいじめの相談・通報窓口の設置

##### ②スクールカウンセラーの活用

##### (3) いじめの早期発見

- ①休み時間や放課後等、授業時間以外の機会にも、児童の人間関係を観察します。
- ②いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行います。（家庭確認、懇談会時のアンケート）
- ③教育相談を充実させ、児童が日ごろから教師に気軽に相談できる環境を作ります。

##### (4) いじめの防止に係る職員の資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

##### （研修内容）

- 1学期：「藤川小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認・共有
- 2学期：いじめの訴えに対する対応（組織的対応の流れ）
- 3学期：いじめ事案を基にした対応事例の検討

## 5 いじめの認知のポイント

何気ない一言や行いなど、悪意がなく、そんなつもりがなかったとしても、「行為としてのいじめ」の大小を問題にするのではなく、「精神的苦痛を感じたか」を重視して対応します。

- ・被害児童の精神的苦痛には、個人差が大きい
- ・精神的苦痛は、教師や大人の認識とは大きくかけ離れる

## 6 いじめを確認した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめを直ちにやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

### (1) いじめの情報のキャッチ

いじめ対策チームの編成 = 【いじめ対策会議】の立ち上げ  
校長、教頭、生活指導主任、学年主任、担任、当該学年担任、  
養護教諭、スクールカウンセラー等、事案に応じて編成します。

### (2) 対応方針の決定・役割分担

#### ① 情報の整理…多面的に情報を分析

#### ② 対応方針

- ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認

#### ③ 役割分担

- ・被害者、加害者、周辺児童生徒からの事情聴取と支援・指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

### (3) 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・加害者が、被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

### (4) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

\*いじめ被害者への対応…心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が安心して話せる教員が対応します。
- 学校はいじめの事実を絶対に許さないことや、今後の指導のあり方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、常に寄り添い励まします。
- いじめ加害者との今後の関係などを、具体的に指導します。
- 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己有用感を回復できるよう、友人との関係づくりや活躍の場等の支援を継続的

に行います。

(5) いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

※被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教員は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通して個のよさや成長を認め、プラスの行動に向かわせていきます。

(6) 観衆・傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年及び学校全体の問題として対応し、いじめの問題を教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないことを徹底し、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- 今後いじめを許さない集団づくりに向けた活動に継続的に取り組みます。

(7) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けます。

② いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(8) 関係機関との連携

○ 警察や児童相談所など関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署

等と連携して対処します。

(9) 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

## 7 重大事案への対処

(1) 重大事案についての基準

【重大事案とは】

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企図した場合、心因性の身体反応が続く、金銭の要求をされ渡した等)
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。長期欠席の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。

※ 児童や保護者等から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったとき。重大事案が発生したものととして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事案発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生活指導主任⇒教頭⇒校長
- ② 校長⇒教育委員会学校指導課

※緊急時には、臨機応変に対応する。

※教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報する。

(3) 重大事案発生時の初動

- ① 緊急いじめ対策委員会の招集
- ② 教育委員会学校指導課への報告と連携
- ③ 調査<事実の究明>…公平性・中立性を確保する  
調査対象者へ調査の目的や内容を伝達する
  - ・アンケート調査
  - ・いじめの状況やいじめのきっかけの聞き取り調査  
事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

## 8 公表・点検・評価

- ① いじめ防止の取組みについて、PDCA (PLAN-DO-CHECK-ACTION) サイクルで見直し、実態に即した活動になるよう努めます。
- ② ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。
- ③ 年度ごとにいじめに関してのアンケート結果や分析を行い、実態に基づいた対応に努めます。
- ④ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、教職員で評価します。
- ⑤ いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針および年間計画を見直します。